

「時間外及び休日労働に関する協定（36 協定）の締結について」  
（市従港湾支部 本交渉議事録）

日時：令和 5 年 3 月 28 日（火） 17：00～17：30

場所：大阪港湾局 第 1 会議室

出席者

（大阪港湾局）

局長、総務部長、総務部人事・港湾再編担当課長、人事・港湾再編担当課長代理、事務局

（大阪市従業員労働組合港湾支部）※以下「市従」と表記

支部長、副支部長、書記長、組織部長、組織担当部長、福祉対策部長、調査担当部長

（局）

- ・ ただいまから、「時間外及び休日労働に関する協定（36 協定）の締結について」の交渉を始めてまいります。
- ・ 早速ではございますが、協定書を提案させていただきます。
- ・ お手元の「協定書（案）」をご確認ください。

（局）

- ・ 令和 5 年度の 36 協定締結にあたりまして、協定書（案）の説明をさせていただきます。記載しております内容につきましては、1 枚目と 2 枚目の表中にございます「労働者数」欄につきまして、「各担当における退職等に伴う職員数の変化」により、「各業務の種類ごとの労働人数」欄を変更しております。
- ・ その他は、今年度分と同じものとなっております。
- ・ 説明は以上となります。よろしくお願いたします。
- ・ それでは、ただ今の提案に対しまして、ご質問・ご意見等ありましたらお受けしたいと思います。

（市従）

- ・ 10 月の団体交渉時にも話しており、現在は是正されているが、それまでの間、過去には緊急時対応の休日出勤命令を受け、急遽出勤した際に、制度上は超過勤務対応であるにもかかわらず、休日を振替える取り扱いとされてきた経過がある。そのことは 36 協定の「健康を維持しつつ快適な職場環境の形成を図る」を理由に超勤抑制が行われてきたものと感じているところである。
- ・ 36 協定は法令を遵守することはもとより、「職員の健康保持・快適な職場環境の形成」であり、決して事業主側が労基法等を遵守するためだけの形式的なものではなく、超過勤務を抑制するためのものではないと考える。改めて、局の認識を明らかにされたい。

(局)

- 36 協定は、ご意見にあったような超過勤務を抑制するためのものではなく、労基法等を遵守するためだけの形式的なものではないと考えており、局として、法令を遵守し、適正な労務管理により職員を保護するとともに、職員の健康を維持しつつ快適な職場環境の形成を図るための協定であり、職員の皆様に安心して働いていただけるよう締結するものと考えております。
- 今後も、適切に取り扱ってまいりたいと考えておりますので、皆様方のご理解・ご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

(市従)

- ただいま局からの 36 協定に関する説明があったが、次年度の申し送りも含め、そうした認識でお願いしたい。
- 局の工数計算上、本日提案のあった協定書の労働時間を超えることはないと思う一方、工数計算は机上の論理であり、天候や職員の休暇等により実際には人手は足りていない。
- そうした状況の中、私たちの業務には工期と納期があり、質の高い港湾行政サービスを提供すること、すなわち良い仕事をしながら工期と納期を守るためには超過勤務が発生することも否めない事実である。
- 時短を訴えている中で、労働組合として超過勤務を推奨するものではないが、良い仕事をするために発生する超過勤務があることの理解をお願いしたい。
- そして、職員の健康保持についてもお願いし、本日の 36 協定の提案は了承するものとする。

(局)

- 支部長からのご意見にありましたように、仕事を進めるには工期と納期があると認識しております。とはいえ、時間内にやり切ろうとして、無理な工程で作業しますと、事故や公務災害の要因になり兼ねないと思っておりますし、時間外労働を促進するものではありませんが、必要な時間外勤務は行っていただければと考えております。安全に業務を遂行し、よりよい港湾行政サービスを提供するために、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(局)

支部長よりご了承いただきましたので、協定書に調印をお願いいたします。

### 「協定書への調印」

(局)

- それでは、最後に局長からごあいさつ申し上げます。

(局)

- 本日は、私どもからご提案させていただきました「時間外及び休日労働に関する協定（いわゆる 36 協定）」にご理解をいただき、ありがとうございます。皆様方におかれましては、常日頃から感染症対策を行いつつ、現場の第一線で日々業務に精励いただき、厚く御礼申し上げます。新型コロナについては、トンネルから少し光が見えたような状況ですが、まだまだ完全になくなったわけではなく、感染対策が重要だと言われております。個人の判断によるところもあるかもしれませんが、感染対策も十分した上で業務に励んでいただいているところだと思います。
- また、港湾局の将来の直営体制につきまして、来年度の業務の見直しを実施いたしますが、港を維持していくうえで、皆様方の力、培ってきた技術をしっかり継承し、業務に活かしていくことが非常に重要だということは変わらず思っております。今後につきましては、十分に人材が配置できるという状況ではないかもしれないですが、これまでの技術・ノウハウが途絶えないよう、今までの経験を十分に活かして、引き続きご尽力いただきたいと思います。今後も「港湾局直営事業改革プロジェクトチーム」において直営事業の将来体制について議論を続けてまいりたいと考えております。
- 平成 30 年の台風が大阪港を襲った時に、皆様のお力を十分に発揮していただいたことに対して、やはり大きな力であると改めて認識したところです。そういった災害は起こらないことを願うばかりですが、万が一そういった事態になれば、ご協力いただくことになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- 技能職員については、採用が再開されますが、退職補充が前提にはなっていないと聞いており、今後も引き続き新規採用が確保されるよう必要に応じて関係局へ働きかけてまいりますのでよろしく願いいたします。
- 勤務労働条件にかかる交渉事項が発生した場合におきましては、皆様方と誠実に協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

(局)

- 以上をもちまして、本日の交渉を終了いたします。